

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則（令和3年7月1日決定）第13条第3項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会常任委員会からの付託事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときには、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ

れ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関する事。 2 財務に関する事。 3 広報に関する事。 4 市民協働に関する事。 5 歓迎、接伴に関する事。 6 ほかの専門委員会に属さない事項に関する事。
競技式典専門委員会	1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。 4 その他競技式典に関する事。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関する事。 2 医事・衛生に関する事。 3 その他宿泊衛生に関する事。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関する事。 2 警備・消防に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。